



等又は同条第一号イからヌまでに掲げる者が部会の委員の四分の一以上を占める場合  
 三 当該農業委員会が、市町村長が第二条第三号の承認を得て委員を任命した農業委員会である場合  
 四 当該農業委員会が置かれている市町村が、法第三条第五項の政令で定める市町村である場合  
 五 当該農業委員会が置かれている市町村が、同意市町村でない場合  
 (農業委員会等に関する法律施行令第七条第一項第二号の農林水産省令で定める者)  
**第十一条** 農業委員会等に関する法律施行令(昭和二十六年政令第七十八号)次条において「令」という。第七条第一項第二号の農林水産省令で定める者は、次に掲げる者とする。  
 一 認定就農者  
 二 基本構想水準到達者  
 三 農業経営基盤強化促進法第二十三条第四項に規定する特定農業団体  
 四 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第二条第四項第一号  
 五 農業委員会等に関する法律施行令(昭和二十六年政令第七十八号)次条において「令」という。第七条第一項第二号の農林水産省令で定める者は、次に掲げる者とする。  
 一 農業委員会の区域について、特定農山村地における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律施行令(平成五年政令第三百五号)第一条第一項第一号に掲げる要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。  
 二 農業委員会の区域について、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五条の規定により指定された都市計画区域を含む農業委員会にあつては、区域内的総土地面積のうち農地面積の占める比率が百分の十五未満であり、農地がその区域内に著しく散在していると認められること。  
 (推進委員の推薦の求め及び募集の方法等)  
**第十二条** 法第十九条第一項の規定による推薦をし、又は同項の規定による募集に応募しようとする者は、次に掲げる事項(同項の規定による推薦する場合にあっては、第二号及び第三号に掲げる事項を除く。)を記載した書類を農業委員会に提出しなければならない。  
 一 推薦をし、又は応募する区域(法第十七条第一項の規定により農業委員会が定めた区域をいう。次項及び次条において同じ。)  
 二 同意市町村でない場合  
 (農業委員会等に関する法律施行令第七条第一項第二号の農林水産省令で定める者)  
**第十一条** 農業委員会等に関する法律施行令(昭和二十六年政令第七十八号)次条において「令」という。第七条第一項第二号の農林水産省令で定める者は、次に掲げる者とする。  
 一 認定就農者  
 二 基本構想水準到達者  
 三 農業経営基盤強化促進法第二十三条第四項に規定する特定農業団体  
 四 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第二条第四項第一号  
 五 推薦又は応募の理由  
 六 推薦をする者が当該推薦を受けた者について法第九条第一項の規定による推薦をし、又は応募する者が同項の規定による募集に応募しているか否かの別  
 七 その他農業委員会が必要と認める事項  
 二 一の区域について法第十九条第一項の規定による推薦を受け、又は同項の規定による募集に応募した者は、同時に、他の区域についても、推薦を受け、又は募集に応募することができ  
 三 農業委員会は、法第十九条第一項の規定による推薦を受けた者及び同項の規定による募集に応募した者の数が推進委員の定数を超えた場合  
 四 第十条の一 令第八条第二項の農林水産省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。  
 一 農業委員会の区域について、特定農山村地における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律施行令(平成五年政令第三百五号)第一条第一項第一号に掲げる要件は、次の各号のいずれかに該当すること。  
 二 農業委員会の区域について、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五条の規定により指定された都市計画区域を含む農業委員会にあつては、区域内的総土地面積のうち農地面積の占める比率が百分の十五未満であり、農地がその区域内に著しく散在していると認められること。  
 (推進委員の推薦の求め及び募集の方法等)  
**第十二条** 法第十九条第一項の規定による公表は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより行わなければならない。  
 一 法第十九条第一項の規定による推薦の求め  
 及び募集の期間中、前条第一項各号に掲げる事項(同項第二号及び第四号に規定する住所を除く。)及び次に掲げる事項について、区域ごとに、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。  
 二 法第十九条第一項の規定による推薦の求め及び募集の期間中、前条第一項各号に掲げる事項(同項第二号及び第四号に規定する住所を除く。)及び次に掲げる事項について、区域ごとに、インターネットの利用その他の適切な方法により公表すること。  
 三 期間の中間にいて公表すること。  
 二 二 法第十九条第一項の規定による推薦の求め及び募集の期間の終了後、前号に規定する事項について、区域ごとに、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該推薦の求め及び募集の期間の終了後遅滞なく公表すること。  
 三 第二項に規定するものほか、推薦の求め及び募集の期間、第十二条第一項の書類の提

二 推薦をする者(個人に限る。)の氏名、住所、職業、年齢及び性別  
 三 推薦をする者(法人又は団体に限る。)の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数、構成員たる資格その他の当該推薦をする者の性格を明らかにする事項  
 四 推薦を受ける者又は応募する者の氏名、住所、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況  
 五 推荐又は応募の理由  
 六 推荐をする者が当該推荐を受けた者について法第九条第一項の規定による推薦をし、又は応募する者が同項の規定による募集に応募しているか否かの別  
 七 その他農業委員会が必要と認める事項  
 二 一の区域について法第十九条第一項の規定による推薦を受け、又は同項の規定による募集に応募した者は、同時に、他の区域についても、推薦を受け、又は募集に応募することができ  
 三 農業委員会は、法第十九条第一項の規定による推薦を受けた者及び同項の規定による募集に応募した者の数が推進委員の定数を超えた場合  
 四 第十条の一 令第八条第二項の農林水産省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。  
 一 農業委員会の区域について、特定農山村地における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律施行令(平成五年政令第三百五号)第一条第一項第一号に掲げる要件は、次の各号のいずれかに該当すること。  
 二 農業委員会の区域について、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五条の規定により指定された都市計画区域を含む農業委員会にあつては、区域内的総土地面積のうち農地面積の占める比率が百分の十五未満であり、農地がその区域内に著しく散在していると認められること。  
 (推進委員の推薦の求め及び募集の方法等)  
**第十二条** 法第十九条第一項の規定による公表は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより行わなければならない。  
 一 法第十九条第一項の規定による推薦の求め及び募集の期間中、前条第一項各号に掲げる事項(同項第二号及び第四号に規定する住所を除く。)及び次に掲げる事項について、区域ごとに、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。  
 二 法第十九条第一項の規定による推薦の求め及び募集の期間中、前条第一項各号に掲げる事項(同項第二号及び第四号に規定する住所を除く。)及び次に掲げる事項について、区域ごとに、インターネットの利用その他の適切な方法により公表すること。  
 三 期間の中間にいて公表すること。

二 二 法第十九条第一項の規定による推薦の求め及び募集の期間の終了後、前号に規定する事項について、区域ごとに、インターネットの利用その他の適切な方法により公表すること。  
 三 期間の中間にいて公表すること。  
 二 二 法第十九条第一項の規定による推薦の求め及び募集の期間の終了後遅滞なく公表すること。  
 三 第二項に規定するものほか、推薦の求め及び募集の期間、第十二条第一項の書類の提

出方法その他の法第十九条第一項の規定による推薦の求め及び募集に関し必要な事項は、農業委員会が定めるものとする。  
**第十四条** 法第三十三条の規定による議事録の公表は、総会又は部会の会議の終了後、遅滞なく行わなければならぬ。  
**第十五条** 農業委員会は、毎年度、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について、翌年度の六月三十日までに公表しなければならない。  
 (情報の公表)  
**第十六条** 農業委員会は、法第四十二条第一項の規定により指定された農林水産大臣は、第一項の規定により公表された事項を取りまとめ、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。  
 (農業委員会ネットワーク機構の指定の申請)  
**第十七条** 法第四十二条第一項の規定により指定を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣等に提出しなければならない。  
 一 名称及び住所並びに代表者の氏名  
 二 事務所の所在地  
 三 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。  
 一 定款  
 二 登記事項証明書  
 三 農業委員会ネットワーク業務の実施に関する申請として組織及び運営に関する事項を記載した書類  
 四 申請日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書であつて農業委員会ネットワーク業務に係る事項とそ  
 れ以外の業務に係る事項とを区分したもの  
 五 役員の氏名及び略歴を記載した書類  
 六 指定の申請に係る意思の決定を証する書類  
 七 その他参考となる事項を記載した書類

(名称等の変更の届出)  
**第十八条** 法第四十四条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。  
 一 農業委員会ネットワーク業務の実施方法に関する事項  
 二 農業委員会ネットワーク業務に関する事項  
 三 変更の理由  
 (業務規程の記載事項)  
**第十九条** 機構は、法第四十五条第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、毎事業年度開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、申請書に事業計画書及び收支予算書を添付して、その指定をした農林水産大臣等に提出しなければならない。  
**第二十条** 機構は、法第四十五条第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書をその指定をした農林水産大臣等に提出しなければならない。  
**第二十一条** 機構は、法第四十六条第一項の規定により農業委員会ネットワーク業務の全部又は一部の休止又は廃止の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書をその指定をした農林水産大臣等に提出しなければならない。  
 一 休止し、又は廃止しようとする農業委員会ネットワーク業務の内容  
 二 休止し、又は廃止しようとする年月日  
 三 休止しようとする場合にあつては、その



- 二一定款（都道府県農業會議又は全国農業會議所においては、総会の決議により、その承認を受けた改正法附則第三十三条第一項又は第三十七条第一項の組織変更計画）

二登記事項証明書

三新農業委員会法第四十二条第一項に規定する農業委員会ネットワーク業務の実施に関する計画として組織及び運営に関する事項を記載した書類

四役員の氏名及び略歴を記載した書類

五指定の申請に係る意思の決定を証する書類

六都道府県農業會議又は全国農業會議所においては、改正法附則第三十五条又は第三十九条では、改正法附則第三十五条又は第三十九条において読み替えて準用する改正法附則第十三条第八項において読み替えて準用する改正法第一条の規定による改正後の農業協同組合法（昭和二十二年法律第二百三十二号）第四十九条第一項及び第二項（第一号を除く。）並びに第五十条第一項及び第二項の規定による手続が終了したこととを証する書面

七その他参考となる事項を記載した書類

第三条改正法附則第三十一条第一項の規定による指定の申請をしようとする都道府県農業會議所は、前条第二項第一号に規定する組織変更計画に改正法附則第三十三条第二項第二号又は第三十七条第二項第二号に掲げる事項として次に掲げる事項を定めなければならない。

一改正法附則第三十二条又は第三十六条の規定による組織変更（以下この条において「組織変更」という。）後の一一般社団法人が、剩余金の分配を行わない旨

二組織変更後的一般社団法人が解散したときは、その残余財産が国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人に帰属する旨

イ公益社団法人又は公益財團法人

ロ公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第五十七条第十七号イからトまでに掲げる法人

三組織変更後的一般社団法人の各理事（清算人を含む。以下この号において同じ。）について、当該理事及び次に掲げる者である理事の合計数の理事の総数のうちにも占める割合が、三分の一以下でなければならない旨

イ当該理事の配偶者

ロ当該理事の三親等以内の親族

附 則（令和二年八号）抄  
第一条 この省令は、農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和元年十一月一日）から施行する。ただし、第二条、第四条、第六条から第八条まで及び第十条から第十五条までの規定は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

附 則（令和三年九月三日農林水産省令第五三号）  
この省令は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和四年三月三一日農林水産省令第二六号）  
この省令は、令和四年四月一日から施行する。

二 組織変更後の一般社団法人が解散したときは、その残余財産が国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人に帰属する旨

イ 公益社団法人又は公益財團法人

ロ 公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号)第五条第十七号イからトまでに掲げる法人

三 組織変更後の一般社団法人の各理事(清算人を含む。以下この号において同じ。)について、当該理事及び次に掲げる者である理事の合計数の理事の総数のうちに占める割合が、三分の一以下でなければならない旨

イ 当該理事の配偶者

ロ 当該理事の三親等以内の親族

**第六条** 市町村は、農業委員会等に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第三項に規定する農業委員会について、同令による改正後の農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）第五条の表の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数を超える委員の定数を定めようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣の承認を受けなければならぬ。

**第四条** 改正法附則第二百三十三条第三項の農林水産省令で定める方法は、当該都道府県農業会議の全ての会議員に書面を交付する方法とする。  
**第五条** 改正法附則第二百七十七条第三項の農林水産省令で定める方法は、全国農業会議所の全ての会員に書面を交付する方法とする。  
(農業委員会等に関する法律施行令の一部改正  
に伴う経過措置)

木イから木までに掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭その他の資産によつて生計を維持しているもの  
ハから木までに掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族